

2 2 障害福祉サービス等を提供する事業者になるには

障害福祉サービス等を提供する事業者になるには、障害者総合支援法に基づき、予め指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けなければなりません。

1 指定手続きの流れ

(1) 事前準備

指定事業者になるためには、県の条例、規則で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たした上で、県（仙台市内の事業者は仙台市）に申請し、指定を受けなければなりません。そのため、申請の時期に合わせて次の準備を進めておく必要があります。

イ 提供するサービスの決定

ロ 指定基準・指定申請の問い合わせ、申請書様式等の入手

※従業者数や建物の基準等もありますので、従業者の雇用や建物の建築等を行う前にご相談ください（問い合わせ、相談先は後述参照）。

ハ 障害者総合支援法以外の法令（建築・消防関係等）に基づく手続等の相談

(2) 申請書類の準備

サービス種類ごとに（1）で入手した申請書に必要な事項を記入し、添付書類を揃えます。

申請書、付表の書き方や添付書類はサービスごとに異なります。

(3) 申請受付

申請書、付表及び添付書類をまとめて次の提出先に提出します。

申請は随時受け付けますが、指定は基本的に毎月1日に行いますので、遅くとも指定希望日から土日等を除いた14日前までに申請書類を提出してください。

○申請書提出先

イ 仙台市外で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助、自立生活援助、地域相談支援、重度障害者等包括支援の指定を受ける場合

→県各保健福祉事務所・地域事務所

ロ 仙台市外で、療養介護、生活介護、障害者支援施設、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の指定を受ける場合

→県障害福祉課

ハ 仙台市内で指定を受ける場合

→仙台市障害者支援課

(4) 受理・審査

（3）で提出した書類について審査を受けます。審査終了後に現地調査を行います。

(5) 指定・サービス提供

審査が終了すると、指定事業者として指定されます。指定事業者には指定通知が送付されますので、大切に保管してください。指定を受けた後、サービスの提供を開始します。

2 事業者指定の公表方法

(1) 公示

指定事業者名、所在地、サービスの種類等を県公報に登載します。

(2) 情報提供

事業者の情報はインターネット（障害福祉サービス等情報公表システムや県のホームページ）等を通じて情報提供を行います。

[問い合わせ・相談先]

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助、自立生活援助、地域相談支援、重度障害者包括支援について
→ 最寄りの県各保健福祉事務所・地域事務所
- ・ 療養介護、生活介護、障害者支援施設、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援について
→ 県障害福祉課（運営指導班）TEL 022-211-2558
- ・ 仙台市内の事業所については、仙台市障害者支援課

[指定申請書等]

指定申請書の様式を県障害福祉課ホームページに掲載しています。

○ 指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等様式

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/si004.html>